

高岡地区広域圏事務組合職員等旅費支給条例

平成5年3月29日条例第13号

改正 平成17年11月1日条例第2号

高岡地区広域圏事務組合の職員及び職員以外の者が公務により旅行する場合に支給する旅費の額及びその支給方法は、高岡市職員等旅費支給条例（平成17年高岡市条例第53号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合の職員等の旅費支給条例（昭和48年高岡地区公害センター組合条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。